

様式第6号（第6条関係）

行政文書の開示決定等期間の特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合
管理者 

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第13条の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該行政文書の相当の部分について開示決定等を行い、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該行政文書の相当の部分についての開示決定等及び残りの行政文書についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	
埼玉西部環境保全組合情報公開条例第13条を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	年 月 日
担 当 係	係 電話番号 (内線)
備 考	